

各地における原発再稼働
反対・脱原発の取り組み
資料

2022.11.26～27

第10回国労フクシマ交流・視察学習会

国鉄労働組合

国労北海道本部報告

北海道本部 島見佳法

北海道本部からは、泊原発「再稼働」に反対する取り組み、そのほか幌延の「深地層研究計画」についてと「高レベル放射性廃棄物の誘致問題」についても少しだけ報告させていただきます。

① 泊原発「再稼働」に反対する取り組み

2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故から11年が経過しましたが、11年過ぎた現在も終息に至っていないという点からも、原発の恐ろしさをあらためて認識させられることとなりました。

北海道電力泊原発は安全性を欠くとして、2011年11月、北海道内外の約1,200人が原告となって提訴した集団訴訟の判決が、5月31日札幌地裁でありました。谷口哲也裁判長は、北電に対し、泊原発は津波に対する安全性の基準を満たさず、放射能漏れ事故で住民の人格が侵害される具体的な危険性があると認め、北電側に1～3号機の運転差し止めを命じました。

原告弁護団によると、2011年福島第1原発事故以降、原発の運転差し止めなどを認めた判決は全国4件目で、津波対策の不備を理由に認めたのは初めてです。

裁判長は判決理由について、基準地震動に見舞われた際、泊原発に達する基準津波は、北電の主張などを踏まえ少なくとも12.6メートルと認定し、泊原発にはこの高さの津波を防げる防潮堤などが事実上ないため原子力規制委員会の基準を満たしておらず、避難計画策定が義務付けられた原発から半径30キロ圏内の原告44人について、生命や身体などの人格権が侵害されるおそれがあると結論付けました。

北電側は、14年に完成した海拔16.5メートルの防潮堤があり、原告側が指摘する地盤の液状化が起きる可能性も低いなどと主張しましたが、谷口裁判長は「相当な資料による裏付けがない」と退けました。

谷口裁判長は泊原発で保管されている使用済み核燃料について「北電は安全性の根拠を何ら示していない」と指摘したものの、原告側が核燃料の移動を求めた点は「撤去先が特定されておらず、撤去では人格権侵害のおそれをただちに取り除けない」とし、請求を棄却しました。廃炉については「廃炉まで必要である具体的な事情は見出しがたい」と退けました。活断層の有無や火山の影響などその他の争点については判断しませんでした。

北電は、札幌地裁の判決を不服とし、札幌高裁に控訴しました。原告側も一部の請求が認められなかったため、控訴しています。

また、毎年行われている「さようなら原発1000万人アクション北海道実行委員会」が主催する「STOP再稼働！さようなら原発北海道集会」は10月10日に開催予定でしたが、

大雨や強風などの悪天候が予想されたため中止となりました。

引き続き、泊原発の「再稼働」にかかわる動きを注視し、反対する取り組みに連携していきたいと思います。

② 幌延「深地層研究計画」について

幌延町が核廃棄物施設を誘致してから 35 年が経過しました。幌延深地層研究センターをめぐっては、道は「放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」との条例を制定し、道および幌延町、原子力機構は「研究のみ」として「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻し、最終処分場にしない」との「三者協定」を締結しています。幌延の深地層研究は 1998 年「全体の研究期間は 20 年程度」というのを前提にスタートしました。日本原子力研究開発機構も毎年の説明会で「20 年程度」と約束してきたにもかかわらず、2019 年 8 月「研究延長」を道と幌延町に申し入れ、鈴木北海道知事が容認。少なくとも 2028 年度まで継続されることとなりました。道民との約束を反故にする「研究延長」は断じて容認できるものではありません。今後も早期研究の終了と埋め戻し実現に向け取り組んでいきたいと思います。

③ 高レベル放射性廃棄物の誘致問題について

原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる「核のゴミ」の最終処分場の選定に向けて、第 1 段階にあたる「文献調査」が 2020 年 11 月 17 日に実施主体の原子力発電環境整備機構(NUMO)により、北海道の寿都町・神恵内村、両町村でスタートしてから終了の目安となる 2 年となりました。

今後は、NUMOが文献調査の報告書を公表し、地元住民などから意見を集めたうえで、次の概要調査を行う申請を経済産業大臣に行います。北海道の鈴木知事はこれまで一貫して概要調査に反対しています。今後は、次のステップである「概要調査」に進ませない取り組みが重要となっています。

④ おわりに

2018 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震では、北海道全域におよぶ大規模停電「ブラックアウト」を経験し、「一極集中型」のエネルギーシステムが指摘されるとともに原発依存からの脱却が急務となっています。さらに、寿都町と神恵内村では高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた「文献調査」が行われ、処分地や処分方法以前に、核のゴミの発生源である原子力政策を変えていかなければなりません。北海道本部は組合員数 88 名で地方に点在しているということからも、国労単体で物事を進めることは困難な状況ですが、北海道平和運動フォーラムをはじめとした関係団体と共に平和と民主主義を守る闘いを進めていきたいと考えております。

以上、北海道本部からの報告といたします。

青森県における、原発・核燃施設の現状報告

■はじめに

青森県東通村には、東北電力1号機原発（これは現在も東日本大震災以降から稼働していません）の他に、東北電力2号機の建設予定と東京電力が原発2基の建設を計画していますが着工時期は未定となっています。

青森県大間町に建設中の日本初フルMOX燃料を使用する大間原発は、2014年の申請から新規制基準での適合審査が行われていて工事再開が延期となっていました。電源開発は2022年後半に工事を再開し、2028年度運転開始予定としていました。しかし、フルMOX原発の安全審査は通常原発に比べより慎重に行うべきものとして長期化し、工事再開はさらに2年先送りとなり運転開始予定も2030年度予定へと延長され、大間原発の完工そのものが不透明な状況となっています。

また、核燃関連施設は六ヶ所村に再処理工場・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター・低レベル放射性廃棄物埋設センター・ウラン濃縮工場・MOX燃料工場の5施設と核融合研究所などがあり、むつ市には使用済み核燃料中間貯蔵施設があります。

この様に、青森県下北半島の4自治体に集中して立地されており、本州最北端の地がまさに「核燃銀座」にされています。2011年3月11日の東日本大震災、そして東京電力福島第1原発の事故発生以来、工事が中断していた青森県内の核燃関連施設は、2020年7月に六ヶ所再処理工場、9月にむつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設、10月にはMOX燃料加工工場の3施設が原子力規制委員会の新規制基準における「安全審査」に事実上合格したことを受け、工事完工に向け再び動き出す状況となっています。

■六ヶ所再処理工場

新規制基準での「安全審査」合格から2年、日本原燃は完工目標を2022年度上期（9月末まで）としていましたが、7月末の段階で26回目の延期となることが決定、今後の設工認調査の進捗も見通せないため新たな工程を決められない状況にあります。

安全対策工事などの詳細設計に当たる「設計・工事計画の認可（設工認）」で、原発数基分に相当する数の設備・機器がある再処理工場は、その認可対象が4万点にも及び、申請すべき設備の明確化の作業が追い付かないなど、原燃側の

対応をめぐる不手際などで工事、検査、確認の一連の手続きを終える事はもはや不可能となっています。

規制庁幹部からは、「危機感や責任感が感じられない。品質管理システムの観点からも問題がある」と原燃の管理体制を疑問視する声が出ており、7月2日には高レベル放射性廃液の冷却機能が8時間にわたり停止するトラブルを起こしています。

もし再処理工場の本格稼働が始まると様々な放射能レベル廃棄物が発生します。高レベル放射性廃液をガラスと混ぜて固めたガラス固化体（高レベル廃棄物）とそれ以外に分類される低レベル廃棄物があります。低レベル廃棄物は、溶けずに残る燃料集合体の部材や廃液などで、放射能レベルに応じて浅い地中や、地下70メートル以上深く埋めて処分。高レベルはガラス固化体と同様に地下300メートル以上の地層に処分と決まっていますが、誰がどこに処分するのか、処分主体や処分地については、一昨年北海道の2町村が「文献調査」を受け入れただけで殆んど決まっていません。ガラス固化体は、年間800トンの燃料を処理するフル操業では約千本が作り出されるとされています。これは放射能レベルが高いため30年～50年間は冷却しなければならず、仮に最終処分先があったとしても一時的な保管がどうしても必要となります。再処理する使用済み燃料は全国の前燃から運び込まれ、放射性物質の大気・海洋放出、高・低レベル廃棄物を生み出し続ける事になります。返還されたガラス固化体とは異なり、六ヶ所由来の固化体は現時点では貯蔵期限は決められていません。

さらに、日本原燃は昨年11月、低レベル放射性廃棄物埋設センターで3号埋設施設の本格工事を開始して2023年度の受け入れを見込んでいます。再処理工場で発生する廃棄物処理問題を先送りし、処分の道筋がつく前に再処理工場を絶対に操業させてはなりません。

■使用済み核燃料中間貯蔵施設（RFS）

むつ市に立地の中間貯蔵施設は、2020年9月に規制委員会の事実上承認から11月には安全審査合格を受け、2021年度内の事業開始を目標としてきましたが、追加工事や使用前検査など一連の手続きが進まず、昨年には事業開始見込みを2023年度に延期すると発表しています。

2005年に青森県とむつ市、東京電力・日本原子力発電は「使用済み燃料は貯蔵期間（最長50年）の終了までは貯蔵施設から搬出する」との協定を締結はしているものの、2020年12月、地元を無視して2社以外の電力会社含む共同利用の構想が電気事業連合会から出されるなど、中間貯蔵とは名ばかりで最終貯蔵にされるのではと危惧されます。

■MOX燃料加工工場

2012年4月に工事再開以降、2020年10月にようやく国内初となる商業用MOX燃料加工工場が新規基準での審査に合格、次のステップに進んでいるものの建屋の建設工事には3年以上かかる見通しです。

六ヶ所村には、イギリス・フランスから返還されたガラス固化体（高レベル廃棄物）が日本原燃の廃棄物貯蔵管理センターに1,830本、再処理工場の試運転で生じた固化体346本が工場内に一時保管されています。1995年に始まった一時保管は、協定では「30年～50年間」とされていますが、最初の搬入から既に27年が経過し残された期間は、あと3年～23年となっています。

2020年11月、北海道の寿都町と神恵内村の2町村で最終処分地選定に向けた第1段階となる「文献調査」が行われましたが、最終段階の「精密調査」までは順調に行って20年かかるとされ、このままでは六ヶ所村の廃棄物は行き場が無く留め置かれることがとても危惧されます。

2020年8月、「青森県を高レベル廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会を、労働組合や原発、核燃に反対する多くの市民団体で結成し「条例制定を求める請願署名」行動を、県内10万筆以上を目標に2年間取り組んできましたが、コロナ禍の中、予定した講演会や学習会が中止を余儀なくされたり、街頭や対面での署名集めが思うように取り組めませんでした。8月末で集約した県内外からの4万2427筆の署名を、9月21日青森県知事と県議会に請願書と共に提出してきました。

しかし残念ながら「最終処分地拒否条例の請願」は10月11日定例会議で最大会派の自民党が反対し不採択とされました。署名は最終的に9月末で4万2683筆の集約となりました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大間町での「やめるべ大間原発・さよなら原発！青森・北海道合同集会」は開催することができませんでした。今年も参加者全体で100名とし規模を縮小しながらも11月6日に3年ぶりに開催することが出来ました。

■結びに

岸田首相は「脱炭素政策」を口実に、福島第1原発事故の教訓を形骸化させ、停止中の原発の再稼働や運転期間の延長、揚句には次世代原子炉建設計画を表明しています。

一度事故を起こしたら人の手に負えない原発はもう要らない、福島事故を経験しその危険性が誰の目にも明らかに成った筈です。

原発は老朽化を迎え廃炉にするにしても、その費用と期間がどれ位掛るか正

確に試算もできない、作業に従事する労働者の被爆の問題や環境への影響、放射性廃棄物の処理・処分場・管理技術の問題など、まだまだ多くの課題が山積しています。

こうした負の遺産を次世代に残すような政策を即刻辞める決断と人や環境に優しい再生可能エネルギー政策に早急に転換するよう強く国に求めて行きましょう。

以上

地方における原発の再稼働をめぐる現状や運動の課題等について

2022年11月14日

国労秋田地方本部

環境省の環境モニタリングデータによると、東京電力福島第一原子力発電所から約270kmはなれている秋田県秋田市にて、2011年3月に発生した原発事故で飛散した放射性物質であるセシウムとヨウ素の事故直後からの1か月分降下量は、放射性セシウム1km²当たり、3月は約80メガベクレル、4月は約260メガベクレル、放射性ヨウ素1km²当たり、3月は約90メガベクレル、4月は約30メガベクレルが観測され、それぞれ5月には降下量が激減しています。東北では青森、宮城、福島に原発があるが、一度放射能漏れ等の事故が発生すれば、秋田県には原発の施設は無いとは言え、その影響を受ける事態が起こることを、このデータは物語っています。

福島第一原発事故発生から10年以上が経過しましたが、事故発生当時の衝撃は今尚、忘れられません。そして、今現在でも原発事故の終息先が見えない状況です。いまだに事故の影響を受け続けている方々がおられる事を忘れてはならないと思います。その人々の苦悩に寄り添い活動ができるのが労働組合であり、非原発、脱原発のために、あらゆる組織・団体と共闘する事が重要ではないかと思えます。

原子力の平和利用を謳いながらも一度、紛争が起これば危険性を顧みず、それを盾に取り紛争の手段としてしまう事を、ウクライナ紛争は物語っています。原発の先にあるのが核兵器ならば、唯一の被爆国日本が原発と人類は共存できない事を全世界に発信し、核廃絶に向けた行動提起をするべきだと考えます。自民党政権や原発容認団体に、原子力、核との共存はできない事を認めさせる運動も、労働組合の使命ではないかと思えます。

秋田地本管内では、弘前地区の組合員が、青森県にある核燃料施設への抗議活動に参加したり、秋田市内で毎週末取り組まれている、脱原発デモに自主的に参加している組合員もいます。地域共闘との交流会などでは、脱原発についても話あわれます。

秋田県の自然環境を利用した、再生可能エネルギー施設の普及が現在急速に進められています。洋上風力発電、太陽光発電の施設がここ2年の内にかかなりの数が建設されており、数が増えるのに合わせそれに関する問題も取り沙汰されています。風車が回転することによる、風車の不快な風切り音や低周波の発生によるとされるテレビ等の受信障害、それと何よりも景観が損なわれると言った報告がされています。

東日本大震災による原発事故がメディアに登場する機会の減少と共に、当事者以外の国民は時間の経過と共に、過去の事象となっているようにも感じとれます。労働

組合関係者であれば日常的に原発の情報等に触れる機会もあり、原発の現状や危険性を肌で感じ取れるかと思われませんが、身近に原発や関連施設等がなければ、「関心事」とは程遠い気がします。

事故が発生してからでは取り返しが付かないことも事実です。国労はこれまで反原発、脱原発をスローガンに掲げ運動を提起してきました。原発も含め、国労が取り組む様々な問題解決のためには、一般市民を巻き込んだ運動の展開が重要だと思いますし、運動の中心的な役割を担い情報の発信源となる事が国労に求められているのではないのでしょうか。

各地方の現状とタイアップさせた運動の継続がこれからも重要であると考えます。

以上報告致します。

新潟県における原発を巡る状況について

国労新潟地方本部

書記長 福富雅彦

新潟県には柏崎刈羽原子力発電所があります。計 7 基の発電量は世界最大規模といわれています。現在そのすべての原発は停止していますが、原発を再稼働させる動きが強まっています。原子力規制委員会の「お墨付き」が出た今、東京電力は地元自治体（柏崎市・刈羽村）と新潟県が GO を出せばいつでも再稼働するつもりです。新潟県は独自の「3つの検証」を進めています。この3つの検証が終われば再稼働の議論を始めるとしています。3つの検証とは「福島第一原発事故の原因を検査」「新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証」「新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証」です。現在も取り組みを行っていますが、最後の避難方法に関してはいざ事が起こった場合に果たしてその通り行くのか甚だ疑問が残るところです。



は 29 日の記者会見で、東京電力が柏崎刈羽原発（新潟県）のテロ対策不備の原因分析と改善策をまとめた報告書について「具体性が読み取れず、これで本当に改善できるのか分からない」と述べ、東電の姿勢を批判した。

柏崎刈羽原発では 2015 年ごろから、侵入検知装置が多数故障し、監視カメラなどによる代わりの対応も不十分な状況が常態化。東電は 22 日公表の報告書で、テロの脅威について現場担当者の理解が足りず、発電所長や本社側も実態を把握していなかったなどの問題点を挙げた。

更田委員長は「世界最大級の原発でテロ対策が重視されてしかるべきなのに、どうして軽視されたのか。他の発電所に比べ、経営層の関与や意識が低すぎた」と話した。

この日の規制委の定例会合でも東電の報告書に批判が相次いだ。田中知委員は「表面的で踏み込んだ検証がされていない」、山中伸介委員も「第三者委員会の検証内容が十分に反映されていない」と指摘した。

規制委は報告書が妥当かを確かめるため、東電の追加検査に 1 年前後かける。「自律的な改善が見込める状態」と判断するまで、4 月に出した事実上の運転禁止命令を解除しない。

柏崎刈羽は 1～7 号機があり、総出力は 820 万キロワットと世界最大規模の原発。6、7 号機は再稼働に必要な新規制基準に適合している。（小野沢健太）

【新潟】「柏崎刈羽原発の透明性を確保する地域の会」は 10 日、県や東京電力などのトップが参加する年 1 回の情報共有会議を柏崎市で開いた。東電の小早川智明社長は「一連の不適切事案で地域の皆様、新潟県の皆様に大変なご不信を抱かせてしまいました。誠に申し訳ありません」と陳謝した。

東電が9月22日にテロ対策不備に関する報告書を原子力規制委員会に提出した後、小早川社長が一般の県民の前で問題に言及したのは、この日が初めて委員からは「報告書からは問題の根深さを感じた」「原発立地地域に住む者としてショック。疑問と不信感を抱かざるを得ない」などの発言が相次いだ。これに対し、小早川社長は「自らが先頭に立って改革を進めていく」との姿勢を強調。再稼働に関して「時期について申し上げられる段階ではない」と述べた。

また、柏崎市の桜井雅浩市長は2019年に小早川社長から「6・7号機が再稼働した後、5年以内に、1～5号機のうち1基以上について、廃炉も想定したステップを踏む」との考えが示されていることについて言及。「東京電力の失態で再稼働の時期が見えなくなった実態を考えれば、廃炉計画を提出していただく時期や提出の仕方も、考え直さなければならないと思う。より明確な形で廃炉計画を出していただかなければならない」と述べた。

花角英世知事は、東電福島第一原発事故の「三つの検証」を取りまとめる検証総括委員会が開催されないことへの質問に対し、「池内了委員長と共通認識を持っていない」と回答。池内委員長が柏崎刈羽原発の安全性や、福島事故での東電の補償、処理水の問題などを議論する意向を示しているとして「県が求めていることも取り扱いたいとおっしゃっていて困惑している。池内委員長からは、考える時間がほしい、と引き取ってもらっている。できるだけ早く共通認識を持った上で開きたい」と述べた。

第10回国労フクシマ交流・視察学習会

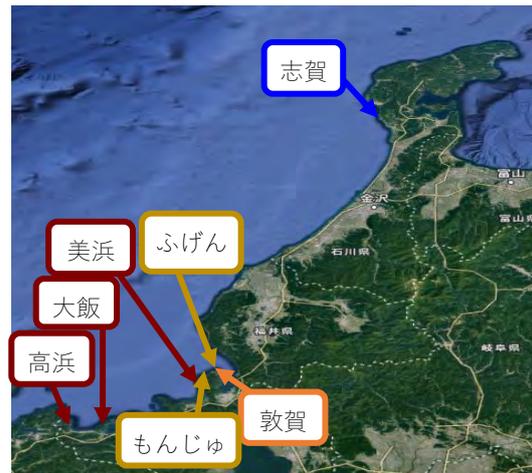
北陸地方本部報告

I. 北陸地方本部管内の原発状況について

(1) 4企業17基の原子炉

石川県に北陸電力の志賀原発2基、福井県に日本原子力発電の敦賀原発2基、日本原子力研究開発機構のもんじゅ・ふげん各1基、関西電力の美浜・大飯・高浜原発に11基あります。

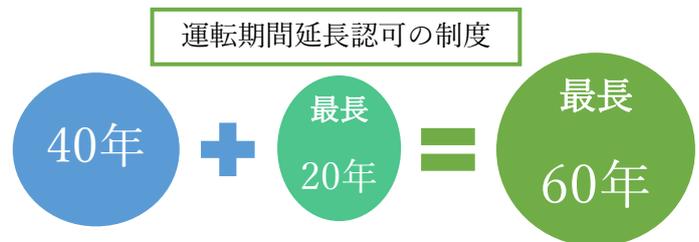
※別紙「北陸地方本部管内の原発状況」も参照してください。



(2) 40年を超える原発の再稼働が常態化の恐れ

【原則40年、一回に限り最長20年の延長】

福島第一原発事故後の2012年6月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改正され、2013年7月に同改正法が施行されました。



他に国内では高浜1、2号機、東海第二など40年を超える3機が原子力規制委員会から運転を認められており、今後「例外」のはずの老朽原発稼働が常態化する恐れがあります。

	年数	現況
美浜3号機	46	運転中
高浜1号機	48	停止中
高浜2号機	47	停止中
東海第二	44	停止中

Ⅱ. 志賀原子力発電所について

(1) 志賀原発運転差止め請求訴訟

「志賀原発を廃炉に！訴訟」原告団は、2012年6月に金沢地方裁判所に「北陸電力による耐震設計・直下地震の想定や活断層の評価が過小評価であり、想定を超えた地震動による事故が起こる」とし、志賀原子力発電所1号機及び2号機の運転差し止めを求め提訴した

10月24日、志賀原発運転差止め訴訟の第38回口頭弁論が金沢地裁で行われました。原告意見陳述を行ったのは石川教育総研共同代表の半沢英一さんで、「今後一番危険なのは、地球上有数の地震地帯に老朽原発が林立する日本ではないか」と指摘しました。前回までの口頭弁論で裁判長は「規制委員会の判断を待つ」という審理方針を表明しており、そのことに対し裁判所に「形式的な作文ではなく、現実に即し歴史の批判に耐えうる判決」を求めました。

被告の北陸電力は、10月13～14日に行なわれた原子力規制委員会による2回目の施設内・周辺の断層調査について報告し、北陸電力の説明に対して「大きな異論は出なかった」など一部のコメントを引用しながら、今後審査会合で議論される予定だと説明しました。

(2) 志賀原子力発電所の問題点（北陸電力）

経産省原子力安全・保安院の調査で1号機の真下を通るS-1断層は「地盤をずらす可能性がある断層（活断層）」との最終判断となりました。1号機と2号機のタービン建屋直下を走るS-2、S-6断層については「ずれが地表に及んでいないものの、12万～13万年前以降に活動した可能性がある」としています。

北陸電力の志賀原発2号機の再稼働をめぐり、原子力規制委員会の現地調査が11月19、20日に行われました。国の新しい基準では、活断層の上に原発の重要施設を置くことを禁じているため、2号機は廃炉の可能性も指摘されていました。しかし、去年7月、北陸電力が「活断層ではない」とする新たなデータを提出し、今回の現地調査に至りました。



また「福浦断層」は原発の敷地外にありますが、活動した場合にどの程度影響を与えるのか問題視されてきました。北陸電力はこれまでの調査で「福浦断層」を活断層と評価していますが、「敷地内の断層（S-4）と連動して動くことはない」との見解を示しています。敷地内の断層は活動性があるのかどうか。この最大の焦点を含め現地調査を踏まえた見解は、今後の審査会合の場で議論し示されます。

北陸地方本部管内の原発状況（2022年11月）

国労北陸地方本部

電力会社	名 称		原子炉形式	営業運転開始日（年数）	現 況
北陸電力	志賀原子力発電所	1号機	沸騰水型軽水炉	1993年7月30日（29）	停止中（定期検査中）
		2号機	改良型沸騰水型軽水炉	2006年3月15日（18）	停止中（定期検査中） 新規制基準適合性に係る審査中
日本原子力発電	敦賀発電所	1号機	沸騰水型軽水炉	1970年3月14日（52）	廃炉措置中
		2号機	加圧水型軽水炉	1987年7月25日（35）	停止中（定期検査中） 新規制基準適合性に係る審査中
関西電力	美浜発電所	1号機	加圧水型軽水炉	1970年11月28日（52）	廃炉措置中
		2号機	加圧水型軽水炉	1972年7月25日（50）	廃炉措置中
		3号機	加圧水型軽水炉	1976年3月15日（46）	運転中 新規制基準に基づく設置変更許可済
	大飯発電所	1号機	加圧水型軽水炉	1979年3月27日（43）	廃炉措置中
		2号機	加圧水型軽水炉	1979年12月5日（43）	廃炉措置中
		3号機	加圧水型軽水炉	1991年12月18日（31）	停止中（定期検査中） 新規制基準に基づく設置変更許可済
		4号機	加圧水型軽水炉	1993年2月2日（29）	運転中 新規制基準に基づく設置変更許可済
	高浜発電所	1号機	加圧水型軽水炉	1974年11月14日（48）	停止中（定期検査中） 新規制基準に基づく設置変更許可済
		2号機	加圧水型軽水炉	1975年11月14日（47）	停止中（定期検査中） 新規制基準に基づく設置変更許可済
		3号機	加圧水型軽水炉	1985年1月17日（37）	運転中 新規制基準に基づく設置変更許可済
		4号機	加圧水型軽水炉	1985年6月5日（37）	起動中（定期検査中） 新規制基準に基づく設置変更許可済
	日本原子力研究 開発機構	ふげん	1基	新型転換炉	1978年3月20日（44）
もんじゅ		1基	高速増殖炉	1991年5月18日（31）	廃炉措置中

静岡県浜岡原発の現在

中部電力浜岡原子力発電所について

静岡県御前崎市佐倉（旧小笠郡浜岡町）に総面積160万㎡（東西1.5km 南北1km）
遠州灘に面した場所に1号機から5号機の5つの発電施設があります。

号機	電気出力	着工	運転開始
1号機	-	1971年3月1日	1976年3月17日（運転終了：2009年1月30日） 現在、廃止措置(廃炉)作業中 2036年完了予定
2号機	-	1974年3月5日	1978年11月29日（運転終了：2009年1月30日） 現在、廃止措置(廃炉)作業中 2036年完了予定
3号機	110万kW	1982年11月18日	1987年8月28日
4号機	113.7万kW	1989年2月22日	1993年9月3日
5号機	138万kW	1999年3月19日	2005年1月18日

原子炉形式：沸騰水型 電気出力合計 361.7万kW
政府要請による浜岡原発全炉停止(2011年5月14日)

再稼働に向けた中電の動き

3号機(2014年2月) 4号機(2015年5月) 原子力規制委員会へ新規規制基準適合審査申請
福島第一原発と同じ沸騰水型同型機 審査が遅れているとの報道
沸騰水型・加圧水型について

地震・津波対策 3,000億円かけて海拔22m、総延長1.6kmの防波壁の設置、さらに追加1,000億円
をかけた安全対策工事を行った。

防波壁などの津波や地震対策が有効かどうか審査される

活断層・基準地震動・津波高など追加審査

* 浜岡原子力総合事務所設置 浜岡原子力発電所(770人) 浜岡地域事務所(80人)

* 地元対策「浜岡は安全」大規模なPR活動

2017年9月から安全協定を結んでいる地元4市戸別訪問

* TVCM 広告

* 31キロ圏内の住民対象に頻繁に説明会、見学会を実施、

2017度は26,000人が参加(裁判関係者は拒否)

○各種講演会

中部原子力講演会 「エネルギーの明日を考える」エネルギーミックス

(参考：社長の発言から)

・ 勝野哲社長発言(静岡新聞 2018年1月4日付)

3・4号機合格後に5号機の審査申請を検討する(政府要請による運転停止時、復水器の配管に
海水流入した、腐敗が想定されるお払い箱のもの。事故機に大金投入計画を表明)

2008年発表のリプレース計画(1・2号機廃炉発表時に提起した6号機新設計画、使用済み核燃料
乾式貯蔵計画等)は諦めていない。

「原発推進に変更はない」と電気事業連合会(電事連)会長として発言

・勝野哲社長発言（静岡新聞 2020年1月5日付）

新規規制基準適合審査の進捗状況は正念場、規制委から出されている課題（基準地震動・基準津波）にしっかり対応したい。

・林 欣吾社長（2020年6月26日 中部電力株主総会）

浜岡原発の再稼働を進める方針をあらためて説明「燃料費が小さく、安定的に運転できる原発は必要不可欠だ」と強調。

・林 欣吾社長（社内報 2021年1月号新年の決意より）

まずは浜岡原発の再稼働が欠かせません。本年は、停止10年の節目、再稼働に向かい。全てにおいてギアチェンジし、基準地震動の確定および安全性向上対策を着実に進めると共に、地域社会から理解と信頼を頂く為の取り組みを全力で進める決意をしめした。

1・2号機の廃炉作業について

1・2号機は2009年1月運転終了、廃炉（廃止措置）進行中

廃炉（停止措置）とは原発の全てを壊して更地にすること。解体撤去すること。

1号機 1976年営業開始、配管破断事故（2001年11月）

2号機 定期点検停止（2004年2月）

中部電力～耐震基準が厳しくなる中で、老朽化し、事故で止まったままの原発の再稼働を諦めた。その一方で、6号機の新設を表明した。（出力140万W級）

（廃止措置計画スケジュール）

2009年～2014年 第一段階（解体工事準備期間）汚染状況調査・除染等

2015年～2022年 第二段階（原子炉領域周辺設備解体撤去期間） 周辺設備の解体

2023年～2029年 第三段階（原子炉領域解体撤去期間） 原子炉領域の解体

2030年～2036年 第四段階（建屋等解体撤去期間） 建屋等の解体

（懸念される問題点）

8月30日、排気塔解体工事始まり、廃炉作業が住民に見えるようになった。

100メートルと高く、町内何処からも見える浜岡原発のシンボリックな存在（35回に分け切断、大型クレーンで降ろされる）9月17日、市議会・マスコミ等に公開された。来年2月までに終了予定。

排気筒からは原子炉運転中、ウラン燃料から発生する核分裂生成物（放射性希ガス・放射性ヨウ素など）が放出される。飛散防止対策は大丈夫なのか。環境に影響があるのでは住民の不安。排気筒だけでなくほとんどの廃棄物（93%）

放射性廃棄物ではなく、ほとんどが産業廃棄物として処理され、低レベル放射性廃棄物は2%地下に埋めるなどの処分、埋設地は決まっていない為、発電所内に保管が続くこともありえる。

（最終処分場化になる可能性も）

2023年に始まる原子炉解体・商業炉としては国内初 廃炉工程は長い。商業炉としては国内初で放射性物質の拡散防止対策は大丈夫なのか、住民への説明不足もあり、不安は尽きない状況です。

廃炉作業工程は約30年で終了すると中電は説明しているのですが、廃炉先進国であるイギリスでは放射能の低減を待ち、100年停止して廃炉に移る、住民や労働者の被ばくリスクの少ない方式をとっています。なぜ廃炉を急ぐのか、廃炉終了後の原発新設計画も浮上っています。多くの我が国の原発が「廃炉時代」を迎えています。原発の後始末問題は重要な取組みで、住民や労働者が被曝しない安全な廃炉作業を求める運動を強化しなければならないでしょう。

再稼働をめぐる状況

○県知事 再稼働に対し地元同意権限を持つ

川勝県知事 2017年6月 三選 「任期中、再稼働はあり得ない」発言

2018年1月 6年ぶりに浜岡原発視察

防波壁等安全対策に評価するが使用済み核燃料保管対策が進まない限り再稼働はあり得ない

2021年6月 四選 選挙中「任期中の再稼働はない」

○地元・市民の動向

市長 世論尊重・慎重な姿勢、再稼働は否定しておらず、市議員大半容認派。

3 市市民意識調査を実施(御前崎市除く)、再稼働反対 55% 賛成 25%
民意は再稼働反対 女性、母親中心 4 割
御前崎市 静岡新聞の調査 40%反対 賛成 30%と反対が上回った
(原発誘致 50 年、原発城下町で画期的な状況)
旧浜岡町が中部電力と調印 2017 年 9 月で満 50 年

○県民の動向 周辺三市 牧之原市長 「浜岡原発の永久停止」市議会決議
70%以上が「浜岡原発いらない」

○県議会 自民党絶対多数、再稼働に向けた具体的動きはなし、2 人の自民党議員は原 発反対の
動き。だがあまり当てにはならない。

31 キロ圏 (UPZ) 11 市町 84 万人が居住

5 キロ圏 (PAZ) 御前崎市全域・牧之原市一部～約 48,000 人

浜岡原発所在地の御前崎市を除き再稼働反対の意向が強い。

県内首長 牧之原市、湖西市、伊豆の国市、吉田町の 4 首長は、自民党出身者もいる中、
原発絶対反対で固まっている。

IAEA の国際基準・原子力災害対策重点区域

※PAZ (予防的防護措置を準備する区域)・UPZ (緊急防護措置を準備する区域)

○反対運動 主義主張、様々な枠を超え、県内の 41 団体が、「浜岡原発再稼働を許さない県民ネットワ
ーク(県ネット)」を 2014 年 5 月結成
2021 年 8 月現在 65 団体が結集 行政(立地市・静岡県等)への申し入れ行動中部電力
静岡支店への抗議・申し入れ行動などを共同して取り組み
学習会開催・交流意見交換会等の開催

再稼働の問題点

① 核のゴミ問題

- ・日本では、最終処分場の設置場所の目途なし。
- ・東日本での教訓はないのか？

② 過酷事故発生確率の増加。

- ・拡散した放射性物質により、何百年も人が住めない土地になる
- ・世代を超えて放射能の影響が人体に及ぶ

③ 避難計画は机上の空論・安全協定の追及

- ・避難計画の策定を義務付けしながら、原子力規制委員会の審査項目に避難計画は含まれていない。

④ 南海トラフ・東海地震がやってくる。

- ・東日本と同じようなクラスが来たら、防潮堤ごときでは意味なし。
- ・活断層の真上に建設されており、静岡だけでなく風向きでは首都東京に放射能が・・・

⑤ 原発無しで電気は足りている。

- ・現在日本国内では、電力は余っている状況もあり、環境問題の観点で技術開発により省エネルギー化が進むそもそも、フクシマの一件があり危険でしかない物をわざわざ動かす意味は？

2022年11月27日

島根原発を取り巻く情勢等について

国労米子地方本部
倉下 文明

1. 島根原発の現状

島根県県庁所在地である松江市中心部から10km

(1) 1号機（46万kw）

1976年に運転開始、2015年に廃炉が決定し、廃炉作業中。
事故を起こした福島第一原発のGE社と同型

(2) 2号機（82万kw）

1989年に運転開始、今年で33年目、あと7年で原発の寿命がくる。
福島原発事故後の2012年1月の定期検査から停止。

中国電力は2013年12月に再稼働適合申請を行い、2021年9月15日、原子力規制委員会が「新規基準適合審査申請」の合格、この間、補正書の提出を求められてのやり取りが続き、8年10ヶ月に184回の審査があった。また、本年10月28日には、再稼働の前提となる安全対策工事の完了時期を2022年度内から23年度内に変更すると発表、安全対策工事費は、従来から800億円増え、約6800億円。延期の発表は、昨年10月以来で10回目となる。

事故を起こした福島第一原発と同じ「沸騰水型」で、これまで再稼働した例はない。

(3) 3号機（137.3万kw）

建設進捗率93%、運転開始を待つ段階であったが、福島原発事故で核燃料も装荷されずに運転を待つ状態。2号機の再稼働が優先されていた。

2018年8月に運転申請を提出。規制委員会は2号機の審査を優先するという事で、現在、規制委員会の審査は凍結されている。

2022年9月29日、4年ぶりに審査再開、今後の審査の行方に注目。
安全対策工事について、2号機の延期に伴い23年度上期から24年度上期に変更した。

2. 島根原発再稼働の問題

(1) 地震

島根原発から南約2kmの距離に「宍道断層」がある。建設当初、中国電

力は「宍道断層」が存在しないことを前提に1・2号機を建設、1998年の調査で発見されて以来、次々に延伸され0・8・10・22・25、そして39kmになった。基準値振動は820ガルで行う事を規制委員会は了承したが、最近の地震では、2016年鳥取県中部地震M6.6で1494ガル、2000年鳥取県西部地震M7.3で1142ガルである。島根原発でも1000ガルを超える評価を加味する必要がある。

(2) 事故避難

島根原発30km圏内の住民は約46万人、原発事故が起これば逃げようがなく、隣の広島県(17万人)・岡山県(10万人)に避難する協定が結ばれている。毎年10月の防災訓練では、バス2台を使用し広島・岡山に行くが、受け入れ自治体に避難マニュアルが未整備であるなど、受け入れ体制が十分ではない。また、また、県境の中国山地を超える道路は4・5本しかなく、交通渋滞が起こるのは必至である。さらに、コロナ禍で避難所の広さが従来の一人2m²では、感染対策になっていない。

(3) 中国電力の運転技術・管理能力の欠如

○2006年、「土用ダム」えん堤の変形データの改ざん・隠蔽(現職会社幹部もかかわる)

○2010年、511件の「点検漏れ」放置が判明、中には、運転開始以来点検をしていない機器もある。

○2010年以降、島根原発構内で発生した不祥事は6件、火災もあり安全管理と技術的能力を満たしていない。

○2015年4月、原子力規制委員会から借りていたテロ対策関連の機密文書をシュレッダーで裁断・廃棄、報告もしない。中国電力が伝えたのが6年以上経過した2021年6月であった。

(4) 中国電力の赤字・負債増加

赤字額 1390億円

建設仮勘定(2022年株主総会で公表)

連結決算での総額(2021年度)

島根原発関係 約8800億円(安全対策費で約6800億円)

上関原発関係 670億円

三隅火力発電 1700億円

3. 島根原発2号機再稼働に向けた動き

- (1) 適合性検査合格後、地元自治体の了承が得られれば再稼働となる。
- ①原子力規制委員会適合性検査合格 2021年9月15日
 - ②工事認可の許可 2023年秋の予定
 - ③立地自治体の了承 松江市・島根県
- (2) 中国電力による地元説明会
適合性検査合格後、原発30キロ圏内の自治体で中国電力・自治体主催で説明会（松江市・安来市・雲南市・出雲市・境港市・米子市）
*住民の声を聴くより、一方的な説明との参加者の感想
- (3) 自治体主催の住民説明会
島根県と各市町（松江市・安来市・出雲市・雲南市・米子市・境港市）共催の住民説明会、合計7回で408人が参加、聞いただけという内実の説明会
- (4) 「島根原発再稼働の是非を問う住民投票条例」の制定運動
島根原発30キロ圏内6自治体の内、4自治体で取り組まれたが、結果はいずれも不採択
- 米子市
13,842名（有権者の11.3% 直接請求に必要な数の5.7倍）
国労米子連合分会が実行委員に参加
住民投票の理念
- ①原発推進・原発反対ではなく、中立の立場で議論。
 - ②他人任せにしない。米子市民自治基本条例29条「市政の特に重要な事について、事案ごとに市民投票を実施することが出来る」とある。市民の相違を明らかにするべき。
 - ③「住民投票は民主主義のバージョンアップに質する」街づくりに関わろうとする住民意識を高める。さらに市民の総意が明らかになることで、市長や議員が議論する際の重要な判断材料になる。「住民投票は間接民主主義を補完する」
- *実行団体の立ち上げから住民投票の実施まで約2年、実行委員に名を連ねて取り組んだ。労働組合の参加は、国労のほか、西労・日教組等、数えるほどしかない。労働組合が原発問題など、社会的課題に係る意義が問われた。
- 境港市
3,233名（直接請求に必要な5.7倍）

○松江市

11,006名（有権者の6.6% 直接請求に必要な数の3.3倍）

○出雲市

9,288名（有権者の6.63% 直接請求に必要な数の3.3倍）

（5）再稼働容認を表明

住民投票条例の制定を求める請願不採択後、30キロ圏内6市（松江市・安来市・出雲市・雲南市・米子市・境港市）の市長がいずれも再稼働容認を表明

○鳥取県知事が再稼働容認

*島根原発安全協定について、周辺自治体に立地自治体並みの協定の締結を求めている。事前了解権は認められないが、運転停止を求める「措置了解権」など、4項目中3項目が認められたことから締結判断。

①島根県議会 本会議で議長を除き再稼働に賛成28名・反対5名を決議、再稼働を進める陳情4件は可決、再稼働反対の陳情5件は否決、島根県議会は再稼働に同意したこととなった。

②丸山島根県知事は、6月2日の県議会において「苦渋ではあるが・・・」とし「再稼働の容認」を表明

4. 再稼働を許さない取組み

（1）裁判闘争

①島根原発1.2号機運転差し止め訴訟（1999年4月8日提訴）

2010年5月31日 地裁請求却下 現在、高裁で控訴審中

②島根原発3号機の運転を止めさせる訴訟

現在、地裁で審議中

（2）株主義案の提案

○重大事故発生の際の被曝リスクについて、自治体と事業者及び住民全員にリスクを説明し同意書を得る事○運転停止から10年経過しており「事業評価委員会」で検討する を提案、いずれも否決。

（3）反原発団体との連携

「さよなら島根原発ネットワーク」「平和フォーラム」など、反原発を取り組む団体との連携・共闘を強化していく。



4 高環計第 248 号
令和 4 年 10 月 27 日

原発をなくし自然エネルギーを推進する
高知県民連絡会 様

高 知 県 知 事



公開質問状及び要請書に対する回答について

2021 年 11 月 25 日付け「伊方原子力発電への対応及び高知県原子力災害行動計画に関する公開質問状及び要請書」につきまして、別紙のとおり回答します。

令和4年10月27日
環境計画推進課
危機管理・防災課

「伊方原子力発電への対応及び高知県原子力災害行動計画に関する公開質問状及び要請書」（原発をなくし自然エネルギーを推進する高知県民連絡会）への回答

【質問】

1. 伊方原子力発電所について

(1) 伊方原発の危険性について

四国電力は伊方原発の基準地震動を650ガルとし、1000ガル程度までは大丈夫と主張しています。中央構造線のようなおおきな活断層がない東京電力柏崎刈羽原発でさえ基準地震動は2300ガルとされています。

この間明らかになっているように、2000年から2020年までの間に1000ガル程度の地震は18例観測されており、1000ガル程度の地震は日本列島では珍しくありません。日本の住宅メーカーでは、大きな地震に対して全壊・倒壊しないように補強されて、今では震度6強から震度7までの地震に耐えると言われています。これはおおむね1500ガルに相当します。(国土交通省・国土技術政策総合研究所「震度、最大加速度の概略対応表」) 県もお認めのように、住宅メーカーは3000ガル・5000ガルの揺れに耐えられるのか実証実験を行って、強度を確保しているのに対し、四国電力の実証は、社内のみの実験で、かつ、「おおむね1000ガル」とどまっています。これをどのような理由で、容認しているのか、根拠を示してご説明ください。

また、火山の影響について、広島高裁は「検討対象火山・阿蘇山の、過去最大の噴火規模である阿蘇4噴火(VEI7)について、その火砕流が伊方原発敷地に到達した可能性が十分小さいと評価することはできない」と判事したが、どのような理由でこの判決を取り上げなかったのか、根拠を示して考え方をご説明ください。

【回答】

■基準地震動について

前回の回答の通り、新規制基準の中で示されている基準地震動は、「敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとして策定する地震動をいう。」と定義されており、単純に他の原子力発電所とその数値を比較できるものではなく、また、ハウスメーカーのように、建築予定地を定めず耐震性能を評価するものとは考え方が異なっています。

柏崎刈羽原子力発電所の基準地震動が他の原子力発電所に比べて大きくなっている理由は、地震の揺れが地盤深部の複雑な形状を通過する間に増幅されることや1～4号機側の敷地地盤の古い「しゅう曲構造(※)」により、地震の揺れが集中し、敷地への影響が大きくなることによるといわれています。

※しゅう曲構造：地層や板状の岩体が波のように曲がっている構造。

一方で、伊方発電所の原子炉建屋などが設置されている地盤は、十分な支持性能があり、すべりや沈下等が生じにくい、緑色片岩でできた非常に強固で安定した岩盤となっています。

四国電力は、発電所の敷地内でボーリング調査などを行い、敷地の下には少なくとも深さ2,000mまで堅硬かつ緻密な結晶片岩が連続していると評価しており、このことは、原子力規制委員会の審査においても確認されています。

このため、敷地地盤が「しゅう曲構造」となっている柏崎刈羽原子力発電所とは状況が異なっています。

なお、新規制基準に基づく基準地震動の策定にあたっては、伊方発電所では、「震源を特定して策定する地震動」、「震源を特定せず策定する地震動」それぞれで基準地震動を策定し、全部で11の基準地震動を策定しています。

中でも、“敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）による地震”が最も大きな影響を与えるものとして、四国電力は、この地震による基礎岩盤の揺れについて、断層の長さ、傾きなど、厳しい条件を想定して評価し、基準地震動650ガルを策定しています。

■阿蘇4噴火と同規模の噴火が起きた場合における火砕流について

また、火山の影響についての貴会が示す判事（平成29年（2017年）12月13日の広島高裁における決定）に関しては、四国電力が決定後、同年12月21日に異議の申立てを行い審議が継続している状況であったため、動向を注視していました。

その後、貴会が示す判事について、平成30年9月25日に広島高裁が取り消していますことから、県として取り上げることはありませんでした。引き続きこうした訴訟の動向について注視してまいりたいと考えています。

【質問】

1. 伊方原子力発電所について

(2) 電力不足論について

- ① この間の県の説明では、「停電が長時間に及ぶことがないように対策を講じる」ということですが、当会が質しているのは「原発のような大規模発電ほど、長期間に及ぶ停電を招く可能性があり、地域分散型の、かつ安全性の高い再生可能エネルギーへの転換を図るべきではないか」ということですので、このことに対する考えを示してください。

【回答】

これまでも申し上げてきましたが、原発は、ひとたび環境に影響を及ぼす事故を起こした場合、その周辺の地域の住民にとって甚大な被害をもたらしかねない大きなリスクを負っているということを考えれば、原発への依存度を徐々に減らし、原発に依存しない社会を目指していくべきであると考えています。

そして、原発に依存しない社会の実現のためには、様々なエネルギー特性を持つ電源を組み合わせながら、再生可能エネルギーの主力電源化を目指していくことが必要であると考えています。

また、災害時のレジリエンス強化という点からも、再生可能エネルギーを中心とした地域分散型の電力システムを構築していくべきであると考えています。

【質問】

1. 伊方原子力発電所について

(2) 電力不足論について

② 県内には1000名を超える在宅の人工呼吸器患者がいるとのことですが、原発災害で原発が長期間稼働できない場合の方が、病院等における電源確保も含めて、むしろ危険性は大きく高まると考えるほうが理論的です。県も大規模災害時におけるこれらの人々への個別支援計画を策定中と聞きますが、予備用電源の提供などの支援計画を進めるべきであり、このことをもって伊方原発の稼働を認める理由にはならないと考えます。このことに対する考えをお示しください。

【回答】

人工呼吸器患者の皆様への停電対策を進める上で、原発の稼働が必要と考えているものではないことはご理解いただきたいと思えます。

①で回答したとおり、県では、原発に依存しない社会実現のためには、再生可能エネルギーの主力電源化を目指していくべきであると考えています。

再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入促進はもとより、地域間連携線や基幹系統などの系統問題の解決や、VPP（仮想発電所）やデマンドレスポンス（電力需要制御）のような、電力需給バランスをとるための新たな技術開発が必要となります。

また、現状では、大規模な停電を引き起こすことのないよう、電力需給バランスを取るために、天候等の影響により発電量が変化する太陽光発電等のバックアップ電源として火力発電が主として用いられています。今後、再生可能エネルギーの導入が進み、再エネ由来の発電量が増えれば増えるほど、不安定さは増していくため、バックアップ電源をしっかりと確保していく必要があります。その際には、脱炭素化の観点から、火力発電の脱炭素化や、CO₂を発生しない新たなバックアップ電源の開発を行っていく必要があります。

再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、電力の安定供給を実現しながら、こうした課題を克服していく必要があります。そのためには、再生可能エネルギーについても、太陽光発電や風力発電等それぞれの特性に応じて組み合わせる必要がありますし、バックアップ電源についても、脱炭素化の視点を含めた形で組み合わせる必要があるため、いわゆるエネルギーのベストミックスを進めていく必要があります。

それらを進めていく過程で、原発への依存度を徐々に減らし、原発に依存しない社会を目指していくべきであると考えています。

【質問】

1. 伊方原子力発電所について

(3) 原発のコスト等について

県も、「原発についてコストがさらに上昇する」としていますが、もっとも重要なことは福島原発事故の収束費用は今後も増え続け、一体どれくらいになるのかさえ見通せないということです。「原発のコスト」とはそういうものであることを否定されるつもりなのか、県の認識をお伺いします。

(補足説明)

原発のコストは、上記の事故処理費用など「社会的コスト」を加えれば、「コストがいくらになるかわからない」ものであり、すでに多くの学者が指摘してきましたが、ついに経産省も太陽光や陸上風力、天然ガス（一部ケース）よりも高い電源となることを認めています。しかも、11円台後半/kWhとされた原発のコスト（資源エネルギー庁2030年の電源別発電コスト試算・2021年7月）の結果には、当会の指摘してきた「今後も増え続ける可能性が高い」核燃料サイクル費用、廃炉費用、事故賠償や除染費用等の将来見込みは含まれていないにもかかわらずです。

これは、石炭や石油にも言えることですが、原料であるウラン調達を輸入に頼らざるを得ず、そのウラン埋蔵量も採掘の限界に達しつつあります。（ウランの可採埋蔵量は約630万tで70～115年で枯渇するとされている。）原発はエネルギー資源確保の安全保障上も極めて問題があります。

さらに、前回も指摘した通り、すべての原発を廃炉にすれば、少なくとも「核燃料サイクル積立金」6兆4千億円、「原発立地交付金」1千億円は不要となります。原発に頼らない新電力が、既存電力に巨額の託送料を支払いながらも、既存電力よりも低廉な電力価格を提供できている事実から目を背けてはなりません。

【回答】

各電源のコストについては、経済産業省総合資源エネルギー調査会の発電コスト検証ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）において検証が行われています。

令和3年9月に出された「基本政策分科会に対する発電コスト検証に関する報告書」では、各電源の発電コストの試算がなされており、その考え方は、以下のとおりとなっています。

【各電源コストの試算の考え方】

- ・ 2030年に、新たな発電設備を更地に建設・運転した際のkWh当たりのコストを、一定の前提で機械的に試算したものであり、既存の発電設備

を運転するコストではない。

- ・試算は、系統制約等を考慮しない機械的な試算と、系統制約等を考慮したモデルによる分析も実施し、参考として整理。

○系統制約を考慮しない機械的な試算によるコスト比較

原子力発電 : 11.7 円/kWh
太陽光発電（事業用） : 8.2～11.8 円/kWh

※太陽光については、「2030年に太陽光パネルの世界の価格水準が著しく低下し、かつ太陽光パネルの国内価格が世界水準に追いつくほど急激に低下するケース」や、「パネルが劣化し、発電量が下がるケース」といった野心的な前提をおいた試算値を含む。

○系統制約等を考慮したモデルによる分析

原子力発電のコスト : 14.5 円/kWh
太陽光発電（事業用）のコスト : 19.9 円/kWh

なお、前述の原子力発電の発電コスト試算にあたっては、次のような形で試算が行われています。

【原子力発電の発電コスト試算の考え方】

直近に運開した4つの発電所（東北電力東通原発1号機、中部電力浜岡原発5号機、北陸電力志賀原発2号機、北海道電力泊原発3号機の4基）のデータの平均値を用い、典型的な発電設備を「モデルプラント」として仮想。

※モデルプラントに基づく発電コスト試算は、国際的に確立した手法であり、OECD、英国、米国でも用いられています。

★費用計上される個別項目★

※（ ）内の数値は、原子力発電の発電コスト（11.7 円/kWh）の内訳となる、各費用のコスト

- 資本費 (3.3 円/kWh)
建設費、固定資産税、廃止措置費用
- 運転維持費 (3.3 円/kWh)
人件費、修繕費、諸費、業務分担費
- 核燃料サイクル費用 (1.7 円/kWh)
- 追加的安全対策費 (1.3 円/kWh)
- 事故リスク対応費用 (0.6 円～/kWh)
廃炉、賠償、除染・中間貯蔵、その他費用

○政策経費 (1.5円/kWh)

※事故リスク対応費用については、福島第一原発事故による事故廃炉費用、損害賠償費用、除染・中間貯蔵費用等をモデルプラントベースに補正する形で試算がなされています。

ワーキンググループの試算では、原子力発電の発電コストは現時点での見積りを反映しているものであり、今後損害費用が増える可能性があることから、現時点の試算よりもコストが上昇する可能性があるとして述べています。

そのため、県としましても、原子力発電のコストは、今後上昇していく可能性を含んだものであると認識しています。

なお、今回の発電コスト試算にあたり、発電コスト検証ワーキンググループでは感度分析を実施しています。

事故リスク対策費用については、福島第一原発事故の事故費用の増額による発電コストへの影響として、発電コストへの影響が大きい費用と、影響が小さい費用について、それぞれ感度分析を実施しています。

その結果、今後、福島第一原発事故の事故費用が10兆円増加した場合、発電コストは約0.1～0.3円/kWh増加するという結果が示されています。

【質問】

1. 伊方原子力発電所について

(4) 自然エネルギー・再生可能エネルギーへの切り替えの見通しについて
上述したことから考えれば、「原発をやめて再エネに切り替える」時期にすでに到達していると考えるのが常識的であると思われませんが、県はどのような条件がそろうまで「将来的課題」とされるのでしょうか。県が考える条件とその見通しをお示しください。

【回答】

電力の安定供給を実現しながら、再生可能エネルギーの主力電源化を図っていくためには、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入促進はもとより、

- ・系統問題の解決
- ・VPP（仮想発電所）やデマンドレスポンス（電力需要制御）のような、電力需給バランスをとるための新たな技術開発
- ・CO₂を排出しない、新たなバックアップ電源の開発

といった課題を一つひとつクリアしていく必要が有ります。

課題の一つである系統問題の解決に向けては、現在、国において、再エネの大量導入等に対応した、次世代型の送電ネットワーク形成に向けた検討が進められているところです。

基幹系統に関しては、新設・増設に関するマスタープランを2022年度中を目処として策定し、このマスタープランを元に、各地域の基幹系統の具体的な整備計画を順次策定することとなっていますが、大規模な送電線の増強工事には10年～15年程度かかるとされています。

また、CO₂を排出しない、新たなバックアップ電源の開発については、水素発電技術の開発や、水素発電技術開発までの移行期間の対策として、アンモニアの混焼による火力発電の技術開発が進められていますが、いずれも完成までにはまだ時間を要する状況です。

こうした様々な課題を一つ一つ解決していくためには、一定の期間が必要であると考えています。

【質問】

2 原子力災害時の避難：基本的な放射線防護基準について

- ① 県は「原子力災害時には、毎時0.5ミリシーベルト、回復・復旧時期には年間20ミリシーベルト以内の被ばくは、妥当である」という見解を示されています。(毎時0.5ミリシーベルトは年間換算で4,380ミリシーベルトになり、ICRP基準の根拠に照らせば毎年1万人のうち4,380人が死亡する値、年間20ミリシーベルトとは毎年1万人のうち20人が死亡する値ということになる。)
- 一般公衆被ばく限度の基準に関しては、日本も認めている国際基準であるICRP基準で年間1ミリシーベルトと定められているにもかかわらず、国は福島原発事故後の緊急時ということで、10年を経過した現在でも、この値を大幅に引き上げた年間20ミリシーベルトを適用しています。これは、関係者以外の立入りや寝食も禁止されている放射線管理区域の制限基準(年間5.2ミリシーベルト)を遙かに超え、非常に高い被ばくリスクを負わせる値です。県は、伊方原発で事故が起こった後、年間20ミリシーベルトという高い放射線被ばくリスクを一般の県民(子どもをも含む)に負わせ、それをいつまで続けることを「適当と考えるのか」考え方をお示してください。

わたしたちは、たとえ何ミリシーベルトであっても、現在、高知県で測定される以上の放射線被ばくのリスクを、選択の余地なく一方的に負わせることは、行政としての役割放棄であると考えます。いかなる理由で、県民に20ミリシーベルトの被ばくを容認してまで、伊方原発の稼働を認めるのか、明確な県の姿勢をお示してください。

【回答】

<原子力災害時の放射線量の基準について>

国際放射線防護委員会(ICRP)が2007年に出した勧告の中では、「平常時」、「非常事態」、「復旧時」の3つの状況に分けて防護の基準を定めており、事故後の復旧時の人への被ばく状況は、年間1~20ミリシーベルトの間に設定されるべきとされています。

また、福島原子力発電所の事故後、内閣官房に設置された放射性物質汚染対策顧問会議が設けた「低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループ」の報告書において、年間20ミリシーベルトは、「今後より一層の線量低減を目指すに当たってのスタートして用いることが適当である」との評価がなされています。

これを受け、国の原子力災害対策本部は、「空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること」などを、避難指示解除の要件として平成27年6月に決定しています。

他方で、国においては、最終的には住民の方などが受ける放射線量を年間1ミリシーベルト以下に抑えることを目標とし、20ミリシーベルト以下という水準はあくまで避難解除時点のものであり、本県においても事故後の長期的な目標としては、年間1ミリシーベルト以下に抑えることは当然のことだと考えています。

<伊方発電所の稼働について>

本県としては、原発に依存しない社会を目指して、原発への依存度を徐々に減らしていくべきだと考えていますが、伊方発電所3号機の稼働については、安全対策が万全であることを前提に、県民の生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給を図る観点から、現時点ではやむを得ないと考えています。

【質問】

2 原子力災害時の避難：基本的な放射線防護基準について

- ② 前回も指摘したことです。県は、「原発事故時には毎時0.5ミリシーベルトでの避難実施は妥当、事故後の回復・復旧時には年間20ミリシーベルトとする国の基準は妥当」とする一方で、避難時には、住民をどういう目標で、どう避難させるか、前述したように、いつまでを回復・復旧時期として、20ミリシーベルト被ばくを1ミリシーベルトとするのかの目標も計画ありません。私たちは、福島の実状を見ても、そのような避難計画・被ばく軽減策は立てられないのだと考えます。もし、そのような避難、被ばく軽減策をお持ちだというのであれば、明確にお示しください。

【回答】

避難計画について、本県は、伊方発電所から最も近い市町までの距離は約45kmであり、国が原子力災害に備えた計画の策定を義務付けている原発から半径30kmの範囲外にありますが、危機管理上の観点から、伊方原発で万一事故が発生した場合に備えて、「高知県原子力災害避難等実施計画」を策定しています。

国が行ったシミュレーション結果※を見ると、本県では、国の指針で示されている避難の基準を超える可能性は低いと考えられますが、万一の場合を考えて、行動計画では国の指針に基づき、モニタリングで測定した空間放射線量率が毎時500マイクロシーベルトを超える場合には、避難を実施することなどを具体的に定めています。

※ 原子力規制委員会は、平成24年10月、福島第一原子力発電所事故で放出したと推定される放射性物質が伊方発電所で一度に放出したと仮定して、地形による障害を設けず放射性物質が拡散しやすい前提でのシミュレーションを行った。その結果、国際原子力機関（IAEA）の基準で避難が必要とされる線量基準達した距離は、最大で21.9kmであった。

被ばくの軽減策については、伊方発電所で事故が発生し、万が一、本県に被害が及んだ場合には、福島第1原子力発電所の事故において環境省が定めた除染の長期目標と同様に、本県でも年間1ミリシーベルト以下に抑える除染の目標が定められ、事故の規模や状況に応じて、当面の到達目標や達成年次が計画されるものだと考えています。

国労九州本部報告

【現状】

玄海原発には4基の原発がある。

現在は4基全て稼働していません。

1号機、2号機は廃炉が決定し廃炉作業が続いているので当然、動いていません。1号機は、2016年から2054年まで4段階で廃炉工事が行われる。工事完了までに39年かかる見込み。2号機は、2020年から2054年まで4段階で廃炉工事が行われる。工事完了までに35年間を要する見込み。

(実際には、放射線レベルの高い炉心部分などの工程が複雑で、未決定な部分が多いので、もっと時間を要すると予測されている。)

3号機は、2009年11月からMOX燃料(使用済みウラン燃料から取り出したプルトニウムとウランの混合燃料)を使ったプルサーマル発電を行なっている。

1昨年11月にMOX燃料36体のうち16体が「使用済み核燃料」として敷地内の使用済み核燃料プールに置かれている。使用済みMOX燃料については、処分方法も決まっていないうし、再処理工場の計画も出来ていない。使用済みMOX燃料は、通常の使用済み核燃料ウラン燃料の数百倍も危険だと言われる使用済みMOX燃料が、玄海原発に引き続きられる危険性に、地元では不安が広まっている。

この3号機は、今年1月に定期点検に入り稼働停止しました。通常ならば3ヶ月程度で再稼働するのですが、未だに稼働はしていません。原子力安全委員会による再稼働の要件である「特定重大事故等対処施設」(航空機などを使ったテロ攻撃などの備える施設)が完成していないため、本年12月もしくは来年1月の完成を予定している。

4号機 2021年4月15日に再稼働しましたが、本年9月から定期点検に入り、「特定重大事故等対処施設」が完成していないため来年2月まで稼働が停止される。

【課題】

1、使用済み核燃料が玄海原発の敷地内に置き続けられるのではないかと不安が広がっている。

・2024年度までにリラッキング(使用済み核燃料プールの間隔を詰めて収容量を多くする。)工事が完了して運用開始予定。

・乾式貯蔵施設(使用済み核燃料を金属容器『キャスク』に入れ、空気の流れて冷却する。)が2027年度までに運用開始される予定。

・上記の2点(リラッキング、乾式貯蔵施設)の運用開始で、原発の稼働年数が14年伸びると試算しています。(運用しなければ、使用済み核燃料プールは3年で一杯になる。)

→玄海原発に引き続きられる危険性が増加している。

・青森県六ヶ所村の再処理工場は202年の上期に運用開始予定だが、これまで運用開始が24回も延期をされてきた。(六ヶ所村の再処理工場は1993年から建設されています。4年後の完成予定でしたが、28年間の間に24回も完成予定が変更されて今に至っています。今後も完成できるかどうかは分かりません。)

再処理工場が稼働しないと、廃炉で出た高レベル廃棄物も含めて核のゴミが何十年も玄海原発に置き続けられるのではないかと、多くの住民は不安が大きくなっています。特に使用済みMOX燃料は、50年後の使用済みウラン燃料の発熱量レベルまで冷えるのに300年以上かかります。そして処理方法も処分場も確立されていません。それだけ住民の危険性が増し、安心して暮らすことが困難になってきています。

2、避難計画の杜撰さ

原子力災害避難計画は、平和団体や反原発団体の申し入れ、県や市の議会で幾度となく取り上げられ改善は図られてきました。しかし、市民が安全に避難できる計画には、今だに程遠いと考えます。

①避難の一時集合場所には、ハザードマップにある水没危険区域、崩落危険区域にあるものがあつた。→指摘され、幾分は改善、変更がされた。

②広域避難所には、避難地区の住民が入れない許容量の施設が多く存在し

た。→指摘をされて、収容人数だけは確保された。

③駐車場の不備、トイレの確保、寝具など日常品の確保ができない避難所も見受けられた。指摘はしているが、なかなか改善されない。

④複合災害を想定しない避難計画となっている。最近では、豪雨災害、水害等頻繁に発生し、複合災害を想定した避難計画でなければ実効性がない。(複合災害の想定は、非常に難しいという行政の答弁もある。)

⑤コロナ禍対策が十分でない。

【複合災害想定】

・2重の避難所の確保(複合災害の想定によって、何重ものパターンがあり難しいという答弁)

・2重の避難経路の確保((複合災害の想定によって、何重ものパターンがあり難しいという答弁)

行政の答弁は「国や県の指示を受ける」と他人任せになっている。

*実効性のある避難計画は、無理がある。

3、反原発・脱原発の運動の課題

①最近の新型コロナウイルス感染症の拡大で、再稼働時や自治体同意時などの節目にアピール行動、集会などが開催し辛い状況がある。

②自治体議員の質問時に傍聴体制が取りづらい。(傍聴制限もある)

③申し入れ時も、新型コロナウイルス感染症を理由に対面、大人数を断られる。

④九州電力で働く労働者、関連産業の労働者、家族などを含めると唐津市、玄海町含めると佐賀県全体でも市民の大多数を占める。中々、大きな声を上げられないという現実もある。

【今後は・・・】

1、ビラ作成、配布行動などを行う。

2、リモートでの学習会や広範な集会を考えていく必要がある。

3、原発周辺自治体議員へ連携、協力を求め、議会毎に議会・一般質問で疑問等を投げかけて頂き、一般市民への原発への問題意識を深めていく。